

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 未来創造部デジタル行政推進局デジタル行政推進課 |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長デジ第70号 |
| 委託業務名称 | 移動型スマホ教室開催業務 |
| 委託業務場所 | 長浜市内自治会館等の駐車場10か所 |
| 業務の概要 | 高齢者をはじめとしたあらゆる世代の方々のデジタル活用を支援するため、スマートフォンやインターネット等の利用方法に関する講習会を専用車両を用いて開催することについて委託するもの。 |
| 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月28日 |
| 契約年月日 | 令和5年10月26日 |
| 契約額(税込) | 金660,176円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 東京都港区海岸一丁目7番1号 [商号又は名称] ソフトバンク株式会社 |
| 契約相手方の選定理由 | 本市では、上記事業者と連携し、本年度5月から6月に実証実験事業として本委託業務同様の教室を実施し、受講者からの講座内容の評価が高かったことを確認している。また、会議室等を必要としない専用車両で開催するという形態により、会場への移動を理由にこれまで参加を断念せざるを得なかった市民に対して、より身近なところで受講の機会を提供できたことについても好評を得ることができた。 この「移動型スマホ教室」の開催には、専用車両・通信環境等の設備・講習講師・支援員などの体制及びノウハウが必要である。上記事業者は、携帯通信業者において唯一その体制等及び上述の実績を有し、本市で移動型スマホ教室を適切に開催することができる唯一の事業者であることから、契約の相手方としたもの。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |